

熊本県福祉総合相談所
一時保護課
育休等代替臨時職員採用試験案内

保育士又は児童指導員

申 込 受 付 期 間

令和8年（2026年）10月1日（木）～10月14日（水）

1 職種、採用予定数、配属予定先、採用任期、業務内容等

職 種	採用予定数	配属予定先	任期
保育士又は児童指導員	1 名	熊本県福祉総合相談所	令和8年(2026年)12月1日以降の 任用の日～ 令和10年(2028年)1月19日

●業務内容：児童相談所一時保護所における入所児童支援等の業務（夜間宿直を含む）。

※正職員と同様の業務に従事します（臨時補助職員とは異なります）。

2 合格の有効期限等

- ・合格の有効期間は、合格発表の日から令和10年(2028年)1月19日までとし、合格者が複数いた場合は、成績の上位者から順に任用するものとします。
- ・本県に臨時補助職員、非常勤職員又は育休等代替臨時職員として採用されたことがある場合には、それらの任用期間に応じて、育休等代替臨時職員としての採用時に2週間から2か月を経過していることが必要となる場合があります。

3 受験資格

以下の①～⑦のいずれかに該当し、かつ、パソコンの基本操作能力（ワード・エクセル）を有する者

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 社会福祉主事の資格を有する者

大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目（社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政などのほか、教育学、経済学、法学、民法、行政法など）のうち3つ以上履修して卒業した方は、社会福祉主事の任用資格を有します。なお、厚生労働大臣が指定する科目については、インターネットで「社会福祉主事任用資格の取得方法」で検索し、厚生労働省ホームページを ご覧いただき、御自身の履修済科目が記載された大学の成績証明書又は 卒業証明書を御確認ください。

- ⑤ 高等学校を卒業した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑥ 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者
- ⑦ 三年以上児童福祉事業に従事した者

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件等

(1) 任用期間

令和8年(2026年)12月1日以降の任用の日～令和10年(2028年)1月19日

正職員の産前・産後休暇及び育児休業期間の全部又は一部の期間(基本的には1年程度)ですが、育児休業中の正職員が予定より早く復帰した場合等は、当初の任用期間より早く退職となる場合があります。

(2) 勤務地：熊本県福祉総合相談所（熊本市東区長嶺南2丁目3番3号）

(3) 給与（月額の一例：令和8年（2026年）4月1日現在）

・高卒：行政職1級5号給 201,500円～

・短卒：行政職1級13号給 214,400円～

・大卒：行政職1級21号給 226,900円～

※いずれも学歴、職歴に応じ加算措置があります。

※諸手当（通勤手当、住居手当、期末勤勉手当など）

※勤務が6月を超えた場合は退職手当

(4) 特記事項

一時保護所の業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

5 試験の方法、配点等

試験	試験内容	配点
小論文試験 (60分)	公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて記述式による筆記試験（一般教養的課題）を行います。	50点
面接試験	個別面接による口述試験を行います。	100点

[注意：試験の際に持参するもの]

・筆記用具（鉛筆・消しゴム等）。時計は、計時機能だけのものに限りします。

6 試験の日程、会場等

試験	試験会場・集合場所	合格発表
小論文試験 及び面接試験	日程：令和8年(2026年)10月19日(月) <u>午後1時00分集合</u> 会場：熊本県福祉総合相談所 (熊本市東区長嶺南2丁目3番3号)	令和8年(2026年)10月26日(月)に、電話で 可否の連絡を行います。

7 申込手続等

申 込 手 続	申込先	熊本県福祉総合相談所 住所：〒861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-3 電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田	
	申込方法	次の書類を申込先へ持参又は郵送してください。 ・履歴書（3か月以内に撮影した写真貼付） ・ハローワークの紹介状 ・各職種に関する免許の写し <u>※郵送する場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「育休等代替臨時職員（一時保護課）申込」と朱書きしてください。</u>	
	受付	令和8年（2026年）10月1日（木）～10月14日（水）	
	期間	持参の場合	受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

8 試験結果の開示について

この試験の結果については情報提供を求めることができます。情報提供を希望される場合は、受験者本人が、受験票又は合格通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、以下の開示場所にて手続きを行ってください。

情報提供は、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間のみ）受け付けます。なお、電話、はがき等による請求では情報提供できません。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から 1か月間	福祉総合相談所

9 問い合わせ先

熊本県福祉総合相談所

住所：〒861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-3

電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの